

長野市街路樹愛護活動報奨制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、緑豊かな道路関係を維持するため、清掃、除草等の街路樹愛護活動を自発的に行う団体に対し、報奨金を交付することにより、その育成及び活動の助長を図り、もって地域住民の公共施設に対する愛護精神を高揚することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街路樹 市が管理する街路樹で、植栽の延長がおおむね 100 メートル以上のもの（中央分離帯にかかるものを除く。）又は植栽の面積がおおむね 30 平方メートル以上のものをいう。
- (2) 街路樹愛護活動 次に掲げる活動をいう。
 - ア 街路樹の周辺の清掃及び除草
 - イ かんばつの際の街路樹へのかん水
 - ウ 街路樹に関する通報
 - エ その他市長が必要と認める活動

(報奨金の交付対象団体)

第3 報奨金の交付対象となる団体は、街路樹愛護活動を行うことを目的として組織された団体で、第5の規定による市長の承認を受けたもの（以下「街路樹愛護会」という。）とする。

(報奨金)

第4 市長は、街路樹愛護活動を行った街路樹愛護会に対し、予算の範囲内で報奨金を交付することができる。

- 2 報奨金の額は、街路樹の植栽の延長又は面積に応じ市長が別に定める。

(街路樹愛護会の設立)

第5 街路樹愛護活動を行い、報奨金の交付を受けようとする団体の代表者は、長野市街路樹愛護会設立届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による設立届の提出があったときは、当該設立届の内容等を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 前年度分の報奨金の交付を受けた団体の代表者は、第1項の規定にかかわらず、長野市街路樹愛護会設立届の提出を省略することができる。

(実施報告)

第6 街路樹愛護会は、報奨金の交付を受けようとするときは、街路樹愛護活動を完了した日から起算して 14 日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに長野市街路樹愛護活動実施報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(解散届等様式)

第7 街路樹愛護会の代表者は、次のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届を市長に

提出するものとする。

- (1) 街路樹愛護会を解散しようとするとき 長野市街路樹愛護会解散届 (様式第3号)
- (2) 街路樹愛護会の代表者を変更しようとするとき 長野市街路樹愛護会代表者変更届 (様式第4号)
- (3) 街路樹愛護活動を変更しようとするとき 長野市街路樹愛護会活動変更届 (様式第5号)

(報奨金の交付決定)

第8 市長は、第6の規定による実施報告書の提出があったときは、当該実施報告書の内容を審査し、報奨金の交付の可否及び報奨金の額を決定し、その旨を通知するものとする。

(報奨金の交付)

第9 報奨金は、第8の規定による通知をした後に交付するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。(平成12年5月25日告示)

附則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度分の報奨金から適用する。(平成25年4月23日告示)